教職員の業務負担軽減に関する項目

知的障がい児童生徒の教育環境の充実にあたっては、従前より、新校整備をはじめ、必要な取組みを実施してきた。

今後の知的障がいのある児童生徒の増加への対応については、令和２年10月に「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、もと府立西淀川高校を活用した新校整備や所要の検討を進めているところ。

また、通学区域割については、通学時間のほか、教育環境への影響の有無や当該通学区域割の変更によらなければ適切な教育環境が確保できないか否か等について、これまで以上に慎重に判断してまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

教室転用にかかる費用については、学校の状況等に応じて、所要の対応を行っていく。

教職員の業務負担軽減に関する項目

教職員の人事異動については、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」並びに「府立学校教員人事取扱要領」及び「府立学校教職員人事取扱要領」に基づき、計画的に行っている。

人事異動を進めるにあたっては、各学校における専門性等を踏まえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、ヒアリング等を通じ、個々の事情についてもできる限り把握したうえで、校長の具申をもとに適切に行ってまいりたい。

教職員の業務負担軽減に関する項目

医療的ケアの実施にあたっては、看護師配置が必要という認識に基づき、必要な支援学校については、各学校の実情に応じて、特別非常勤講師として看護師を配置している。

臨時技師（看護師）についても、平成28年度から配置を開始している。

令和元年度からは、国の切れ目ない支援体制整備充実事業補助金を活用した通学支援校内体制整備看護師を学校の状況等に応じて配置し、校内体制の充実に努めている。

医療的ケアを必要とする子どもが、安全で安心な学校生活を送るため、標準法定数で看護師を配置するよう、引き続き国に要望してまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

通学バスについては、各学校の児童･生徒数の状況等を勘案し、通学バスの増車や有料道路の活用を含む効率的な編成等により、長時間乗車による児童･生徒の負担を軽減することとしている。

このほか、医療的ケアを実施する体制整備の支援など、府立支援学校の教育環境の充実を図ってまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

今後の知的障がい児童生徒の増加に対しては、令和２年10月に「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、もと府立西淀川高校を活用した新校整備や所要の検討を進めているところ。

教職員の業務負担軽減に関する項目

病弱支援学校の分教室において、病院施設にネットワーク工事を実施するためには施設所有者の許諾が必要であるなど整備に困難な状況があることから、モバイルWi-Fiルータを配備し、児童生徒がインターネットを利活用できるよう対応している。

引き続き、分教室における病弱教育の充実に向け、各分教室の状況をふまえながら環境整備に努めてまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

ＳＳＣ端末については、ＳＳＣ関連業務を行う管理職や事務職員に対しては１人１台、教員に対しては４人に１台配備しており、ＳＳＣ稼働時から配備台数は変わっていない。

現在、学校現場においては、統合ＩＣＴ事業で導入された教員1人に1台の端末をＳＳＣ入力に利用できるよう、効率的に活用いただいているところ。統合ＩＣＴネットワークが分教室に導入された場合には、同様に取扱うこととなる。

府の財政状況が厳しい中、ＳＳＣ関連の入力作業のみで、パソコンの台数を増やすことは困難であるので、ご理解をお願いする。

教職員の労働条件の改善に関する項目

生徒の教育活動の裏付けとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置付けし、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がなされてきたところ。

旅費予算については、これまでから、各校の計画額をもとに必要額を確保し、予算配当してきたところ。

令和２年度の旅費予算については、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校措置など諸般の事情等を考慮し、８月に策定いただいた旅費予算執行計画をもとに旅費予算執行計画の１００パーセントの額となるよう１０月に増額配当を行った。

今後、１２月に実施した旅費予算執行状況調査をもとに追加配当等の再調整を行う予定としており、本調査後に生じた突発的な事態などにより、旅費が不足する場合には、個別に対応させていただくこととしている。

府の財政は依然厳しい状況にあるが、今後とも引き続き、生徒の安全管理や学校運営に支障をきたさないよう、財源の確保に努めてまいる。

教職員の労働条件の改善に関する項目

職場における様々なハラスメント行為は、個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力の有効な発揮を妨げるとともに、職場秩序や業務の遂行を阻害する重大な問題であると認識している。

府教育庁では、令和２年６月に労働施策総合推進法等の関連改正法が施行され、人事院においてもハラスメント関連の規則制定及び改正が行われたことを踏まえ、パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する各指針について改正を行い、令和２年６月30日に府立学校校長・准校長あてに通知した。

また、今年度の「府立学校に対する指示事項」に職場におけるハラスメントの防止を重点事項として掲げている。

ハラスメントの相談窓口としては、各学校のほか、教職員人事課、教育センター、府職員総合相談センターに設けている。また、教職員人事課では、ハラスメント相談の専用メールを設置しており、24時間いつでもメールで相談することが可能となっているなど、事案が発生した場合は、指針に基づき関係者のプライバシーに配慮しつつ、相談者に寄り添いながら対応することにしている。

今後とも、すべての職場でハラスメントのない快適な働きやすい環境づくりに努めてまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

今後の知的障がい児童生徒の増加に対しては、令和２年10月に「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、もと府立西淀川高校を活用した新校整備や所要の検討を進めているところ。

教職員の業務負担軽減に関する項目

今後の知的障がい児童生徒の増加に対しては、令和２年10月に「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、もと府立西淀川高校を活用した新校整備や所要の検討を進めているところ。

教職員の業務負担軽減に関する項目

今後の知的障がい児童生徒の増加に対しては、令和２年10月に「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、もと府立西淀川高校を活用した新校整備や所要の検討を進めているところ。

教職員の業務負担軽減に関する項目

栄養教諭・栄養職員に代替措置が必要となった場合には、これまでも、校長・准校長と協力し、代替職員の確保に努めてきたところ。

また、各市町村教育委員会に対しても、代替職員の紹介を依頼するなど、様々な手立てを講じることで、速やかな代替職員の確保に努めてきたところ。

現場の教職員には、ご苦労をおかけしているが、ご理解賜りたい。

栄養教諭・栄養職員の産休代替の引継ぎ期間については、産休の場合は２日間を限度として認めているところ。

なお、栄養教諭の病休や産休等による臨時的任用教職員については、学校教育法上、栄養教諭に準じる職務を行う職の規定がないことから、臨時的任用の臨時技師（栄養士）を配置させていただくことになる。

また、妊娠中の栄養教諭に対する職務軽減については、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとして、非常勤補助員を措置することとしているところ。

教職員の業務負担軽減に関する項目

代替講師の配置については、府教育庁における講師登録者の中から行っていただいているところであるが、これまで、講師登録者を確保するため、府や市町村関係施設、ハローワークなどにおいて、講師募集のポスターの掲示やチラシの配付、教員養成課程を有する大学に対する学生への周知の依頼や大学に出向いて登録の受付、講師登録説明会の開催、教員採用選考テスト会場でのＰＲなど、様々な対策を継続的に行ってきたところ。

今後ともこれらの方法を講じることで、すみやかな代替職員の確保に努めてまいる。

また、妊娠中の栄養教諭に対する職務軽減については、軽減措置期間を妊娠判明時から産休に入るまでとして、非常勤補助員を措置することとしているところ。

教職員の業務負担軽減に関する項目

寄宿舎指導員の採用については、今後の寄宿舎の運営方針を踏まえ、その可否を判断してまいりたい。